11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

12　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本大臣は、前記の了解がブラジル連邦共和国政府にとって受諾可能な場合には、この書簡及び前記の了解をブラジル連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その本文が閣下の返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2⑴に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月三十日にブラジリアで

日本国外務大臣　松本剛明

ブラジル連邦共和国

外務大臣　アントニオ・ジ・アギアール・パトリオッタ閣下

付表

1	2	3		4	5	6
事業計画名	借入人名	供与限度額		利子率（パーセント）	償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　サンパウロ州無収水対策計画	サンパウロ州上下水道会社	三百三十五億八千四百万円		一・七	七年の据置期間の後十八年	四年
			コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
2　ベレン都市圏幹線バスシステム計画	パラ州政府	百六十四億千二百万円		〇・五	十年の据置期間の後二十年	五年六箇月
			コンサルタントに対する支払部分	〇・〇一		
総　額		四百九十九億九千六百万円				

（ブラジル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解がブラジル連邦共和国の了解でもあることを同国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その本文がこの返簡の日付の日に真正かつ最終的なものとなること並びにその合意がブラジルの上院が2⑴に規定する借款契約及び3に規定する保証を承認した旨のブラジル連邦共和国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した時に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月三十日にブラジリアで

ブラジル連邦共和国

外務大臣　アントニオ・ジ・アギアール・パトリオッタ

日本国外務大臣　松本剛明閣下

○外務省告示第二百八十一号

セネガル共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を平成二十三年八月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年八月二日にセネガル共和国について効力を生じた。

（平成二十三年八月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百八十二号

セルビア共和国政府及びセネガル共和国政府は、平成四年十一月二十七日にロンドンで作成された「千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書」の加入書を、それぞれ、平成二十三年五月二十五日及び同年八月二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年五月二十五日にセルビア共和国について、また、同年八月二日にセネガル共和国について、それぞれ効力を生じた。

（平成二十三年九月十二日付け及び同年八月四日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百八十三号

コスタリカ共和国政府は、昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」の加入書を平成二十三年六月六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十三年九月六日にコスタリカ共和国について効力を生じた。

（平成二十三年十二月十三日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百八十四号

トーゴ共和国政府は、昭和五十四年四月二十七日にハンブルクで作成された「千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」の加入書を平成二十四年四月二十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年五月二十三日にトーゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年四月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百八十五号

トーゴ共和国政府は、平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の加入書を平成二十四年四月二十三日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年七月二十三日にトーゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十四年四月二十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百八十六号

ノルウェー王国政府は、平成十二年三月十五日にロンドンで作成された「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の加入書を平成二十四年二月十六日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成二十四年五月十六日にノルウェー王国について効力を生じた。

（平成二十四年二月十六日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十四年八月十四日

外務大臣　玄葉光一郎